

下呂市告示第 154 号

令和 6 年 1 月 22 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第 9 条の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 15 日

下呂市長 山 内 登

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集西 R5 第 0014	萩原町西上田字北ノ谷 2751-149	12-オ-23-0	山林	0.0319	
集西 R5 第 0021	萩原町西上田字横枕 596	不明	山林	0.0531	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

整理番号	取り消した理由
集西 R5 第 0014	対象地周辺に森林整備の障害となる施設があり、また、隣接地が急峻なため
集西 R5 第 0021	対象地周辺に森林整備の障害となる施設があるため

3 縦覧場所

下呂市萩原町羽根 2605 番地 1 下呂市役所農林部林務課
下呂市ホームページ

4 権利の設定

当該計画の取消しを公告・縦覧することによって、当該森林所有者の経営管理権に係る委託は解除されたものとみなす。

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

できます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。）

以上